

選手選考規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第4条第1項第3号に規定された水泳競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(選手選考委員会委員の選任)

第2条 選手選考委員会委員長及び委員の人数及び選任については、特別委員会規程第2条第1項及び第2項による。

2 選手選考委員会委員は、本連盟理事及び学識経験者から選任する。

(選手選考基準)

第3条 選手選考基準は、代表参加者の編成方針に従い、その都度選手選考委員会が定め事前に広く開示する。

(選手選考手続)

第4条 選手選考基準に基づく選手選考手続は、選手選考委員会が遂行する。

(不服申立て)

第5条 選手選考委員会の選手選考決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁による解決されるものとする。

(補則)

第6条 選手選考委員会の組織及び運営に関し、本規程に定めのない事項については、特別委員会規程によるものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、2024（令和6）年10月12日より施行する。